

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種の実施若しくは指示又は必要な協力に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、予防接種の実施若しくは指示又は必要な協力に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種の実施若しくは指示又は必要な協力に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から町が実施主体となり、予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものである。 予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務
③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 住民記録管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)健康情報管理ファイル(健康情報システムDB)
(2)予防接種台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の14, 126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条第1項の第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号及び第67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年号外デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。) (番号法別表における情報提供及び情報照会の根拠) : 14, 126の項 (省令における情報提供の根拠) : 第2条の25の項 (省令における情報照会の根拠) : 第27条, 28条, 29条 (省令における情報照会の根拠) : 第30条及び第31条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 健康づくり推進課 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 健康づくり推進課 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、「業務用ICカードの使用者報告書」を年度ごとに更新している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二省令における情報照会の根拠)	:第13条 ※別表第二の17, 19の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	:第13条及び第13条の2	事後	法令の改正による
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター 所長 森原 知美	保健センター 所長	事後	様式改正に伴う項目名の変更による
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	IVに表記のとおり	事後	様式改正に伴う項目の追加による
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ④システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康情報システム 2. 住民記録管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事前	業務取扱手順の変更による
令和3年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき,	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づき,	事後	
令和3年3月11日	3. 個人番号の利用の「法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10, 93の2の項	事後	
令和3年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種に法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17, 19の項)及び「予防接種に法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :なし (予防接種の実施若しくは指示又は必要な協力に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種に法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17, 19の項)及び「予防接種に法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)	事後	
令和5年9月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①保健センター ②保健センター 所長	①健康づくり推進課 ②健康づくり推進課長	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転及び組織改正に伴う名称変更
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店8-33 海田町役場 福祉保健部 保健センター 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 健康づくり推進課 電話:082-823-4418 ファクス:082-823-0020	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転及び組織改正に伴う名称変更
令和6年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の「②事務の概要」	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市が実施主体となり、予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものである。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から町が実施主体となり、予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものである。	事後	情報連携事務の確認による
令和6年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の「法令上の根拠」(一部)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種に法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17, 19の項)及び「予防接種に法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17, 19の項)及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)	事後	情報連携事務の確認による
令和6年5月27日	3. 個人番号の利用の「法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10, 93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条第1項の第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の14, 126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1項の第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号	事後	根拠省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の「法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（17、19の項）及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（18の項） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項） （別表第二省令における情報照会の根拠） ：第13条及び第13条の2	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年号外デジタル庁・総務省令第9号）（以下、「省令」） （番号法別表における情報提及び情報照会の根拠） ：14、126の項 （省令における情報提供の根拠） ：第2条の25の項 （省令における情報照会の根拠） ：第27条、28条、29条 （省令における情報照会の根拠） ：第30条及び第31条	事後	根拠省令の改正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の14、126の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・番号法第9条第1項 別表の14、126の項	事後	字句の修正
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年号外デジタル庁・総務省令第9号）（以下、「省令」）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年号外デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。）	事後	字句の修正
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	IVに表記のとおり	事後	様式改正に伴う項目の追加による
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	IVに表記のとおり	事後	様式改正に伴う項目の追加による